

事務連絡  
令和2年10月2日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

航空局安全部  
運航安全課長

申請書等の押印について（周知）

行政手続のデジタル化については、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、「全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」ととされた（参考1）ほか、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）においても、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、（中略）法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」ととされています（参考2）。

これを踏まえ、現状、主に紙媒体で行われている別紙の申請等について、各事務処理基準等によらず、押印や署名等のない申請であっても受け付けることとしましたのでお知らせ致します。

以上

【手続き一覧】

- ・業務範囲外の飛行の許可の申請（航空法第 28 条第 3 項関係）
- ・航空機の航行の安全を確保するための装置を装備しないことの許可の申請（航空法第 60 条関係）
- ・航空機の運航の状況を記録するための装置を装備しないことの許可の申請（航空法第 61 条第 1 項関係）
- ・航空機の無灯火飛行の協議（航空法第 64 条関係）
- ・空港等以外の場所における離着陸の許可の申請（航空法第 79 条関係）
- ・空港等以外の場所における離着陸場の現況点検表
- ・飛行の禁止区域上空の飛行の許可の申請（航空法第 80 条関係）
- ・最低安全高度以下の高度での飛行の許可の申請（航空法第 81 条関係）
- ・航空交通管制圏等における制限速度以上の速度の飛行の許可の申請（航空法第 82 条の 2 関係）
- ・物件投下の届出（航空法第 89 条関係）
- ・落下さん降下の許可の申請（航空法第 90 条関係）
- ・曲技飛行等の許可の申請（航空法第 91 条関係）
- ・操縦練習飛行等の許可の申請（航空法第 92 条関係）
- ・飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の許可の申請・通報（航空法第 134 条の 3 関係）
- ・無人航空機の飛行の許可申請（航空法第 132 条関係）
- ・無人航空機の飛行の承認申請（航空法第 132 条の 2 関係）